

広島県告示第六百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年七月一日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 御幸瀬戸岩子島南地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「牛ヶ口」（北緯三四度二二分二九秒三一四二、東経一三三度一〇分一六秒八八〇五、標高三八・〇メートル）

基点一 基準点から一三度一六分四三秒の方向四九八・九九メートルの点

基点二 基点一から一七一度〇六分一八秒の方向二八九・一六メートルの点

2 岩子島北地区（その一・その二）

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「長者平」（北緯三四度二三分二九秒五七〇〇、東経一三三度一〇分三八秒四九九九、標高六八・八七メートル）

基点一 基準点から二四二度五八分〇五秒の方向九四四・九六メートルの点

基点二 基点一から一四五度五七分三二秒の方向二九五・三二メートルの点

基点三 基点二から一五七度五二分四五秒の方向三四三・〇六メートルの点

基点四 基点三から二三八度一〇分〇七秒の方向五〇・〇〇メートルの点

3 岩子島赤石鼻東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院三等三角点「西岩嶽」（北緯三四度二二分五七

秒九八四九、東経一三三度〇九分二〇秒三五二二、標高一三〇・二四メートル)

基点一 基準点から三五〇度二五分二九秒の方向四三六・三七メートルの点

基点二 基点一から七〇度二九分一一秒の方向三二五・〇五メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物